

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.21	総務省	補助金等	(開始年度) 平成 25 年度
-------	-----	------	-----------------

支援の名称	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (放送ネットワーク整備支援事業)
制度の 趣旨・背景	東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。
制度の 内容	放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）では、以下の費用の一部を補助します。 ■補助率 1) 都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体：1/2 2) 第三セクター法人、地上基幹放送事業者等又は一般社団法人等：1/3 ■対象事業 予備送信所の整備若しくは自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転若しくは補完送信所の整備、予備送信設備、予備電源設備その他の予備放送設備の整備又は自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供のための設備の整備事業。
対象と なる方	地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等及び一般社団法人等
問い合わせ 先など	総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL：03-5253-5949 ■関連 URL 放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業） http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka01.html

放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）

被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強化を実現する。

1 施策の概要

（1）施策の背景

東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築する。

（2）施策の具体的内容

放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用の一部を補助

（3）事業主体、補助率

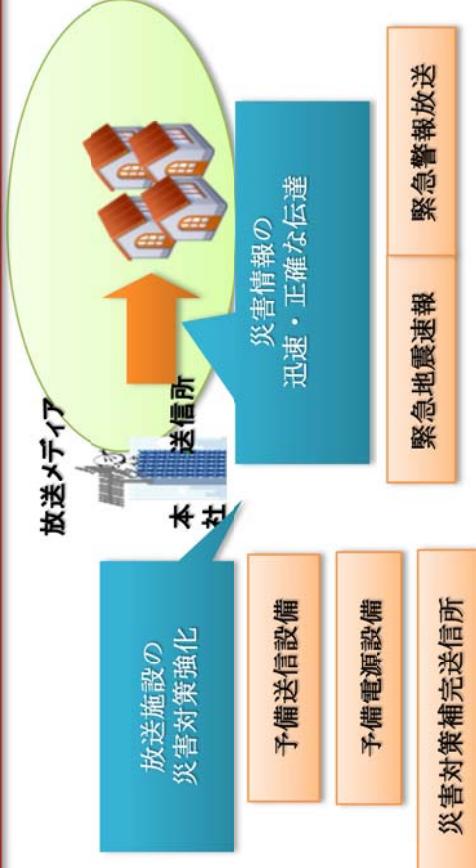
地方公共団体	補助率1／2
第3セクター、地上基幹放送事業者等	補助率1／3

2 所要経費

平成27年度補正予算	平成28年度当初予算
一般会計 3.0億円	1.3億円

地上基幹放送ネットワーク整備事業

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供



予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を促進

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

災害時でもラジオ放送を止めないようにしたい

No.22	総務省	税制優遇	(開始年度)平成26年度
-------	-----	------	--------------

支援の名称	災害対策としてのラジオ中継局の整備を推進 (放送ネットワーク災害対策促進税制)
制度の 趣旨・背景	東日本大震災をはじめ、深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築します。
制度の 内容	■税制措置の内容 地方税（固定資産税） 取得後3年間、課税標準3/4（償却資産に限ります） ■適用期間 2年間（平成28年4月1日から平成30年3月31日） ■対象設備 災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等。ただし、自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限ります）。 ■対象となる取組 ・予備送信所の整備 ・送信所の移転 ・FM補完中継局の整備
対象と なる方	民間ラジオ放送事業者
問い合わせ 先など	総務省 情報流通行政局 地上放送課 TEL：03-5253-5949 ■関連URL ・放送ネットワーク災害対策促進税制 http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka03.html

放送ネットワーク災害対策促進税制

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等に対して、税制上の特例措置を適用。

1 対象者

民間ラジオ放送事業者

2 対象設備

災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等）

※自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る。

3 特例措置

地方税（固定資産税）：課税標準3/4（取得後3年間）

4 適用期間

2年間（平成28年4月1日から平成30年3月31日）

【対象設備イメージ】

